〇労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第1号

改正案	現行		
別紙様式第1号 (第 21 条第 1 項関係)	別紙様式第1号(第21条第1項関係)		
第 期 (年 月 日から) 業務報告 年 月 日まで)	第 期 (年 月 日から) 業務報告 年 月 日まで)		
(略)	(略)		
1. 事業の概況	1. 事業の概況		
(1) (略)	(1) (略)		
(2) 事業成績の推移	(2) 事業成績の推移		
(略)	(略)		
(記載上の注意)	(記載上の注意)		
1. ~3. (略)	1. ~3. (略)		
4. 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照	4. 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照		
表、損益計算書又は剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書に表示すべき事項を	表、損益計算書又は剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書に表示すべき事項を		
いう。)が遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)	いう。) が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度		
又は誤謬の訂正(同項第 64 号に規定する誤謬の訂正をいう。)その他の正当な理由	<u>に係る通常総代会において承認又は報告したものと異なつているときは、修正後の</u>		
により、当該事業年度より前の事業年度に係る通常総代会において承認又は報告をし	<u>過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。</u>		
<u>たものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げ</u>			
<u>ない。</u>			
(3) (略)	(3) (略)		
(以下略)	(以下略)		

〇労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第2号

改正案	現行
別紙様式第2号 (第21条第1項関係)	別紙様式第2号 (第21条第1項関係)
第 期(年 月 日現在)貸借対照表 (略)	第 期(年 月 日現在)貸借対照表 (略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1. (略)	1. (略)
(1)・(2) (略)	(1) • (2) (略)
(3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2	(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
第1項に規定する事項	① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が
	計算書類に与えている影響の内容
	② 表示方法を変更したときは、その内容
(4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第 102 条の3	(新設)
第1項に規定する事項	
(5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則	(新設)
第 102 条の 4 に規定する事項	
(6) 誤謬の訂正を行つた場合には、誤謬の訂正に関する会社計算規則第 102 条の 5 に規定	(新設)
する事項	
<u>(7)</u> ~ <u>(28)</u> (暗各)	<u>(4)</u> ~(<u>約</u> (略)
2. ~9. (略)	2. ~ 9. (略)

改正案

別紙様式第3号(第21条第1項関係)

月 日まで /

科 目	金額
(略)	(略)
その他経常収益	$\times \times \times$
貸倒引当金戻入益	$\times \times \times$
償却債権取立益	$\times \times \times$
株 式 等 売 却 益	$\times \times \times$
(略)	(略)
特 別 利 益	$\times \times \times$
固 定 資 産 処 分 益	$\times \times \times$
負 の の れ ん 発 生 益	×××
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
金融商品取引責任準備金取崩額	×××
(略)	(略)
当期純利益(又は当期純損失)	×××
繰越金(当期首残高)	×××
・・・・・積立金取崩額	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

- 1. ~3. (略)
- 4.「その他の特別利益」は非経常的な利益を記載し、「その他の特別損失」は非経常的な損 失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないもの は、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、繰越金(当期首残高) の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 6. ~11. (略)
- 12. 遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。) 又は誤謬 の訂正(同項第64号に規定する誤謬の訂正をいう。)をした場合にあつては、繰越金(当 期首残高) に対する影響額を注記すること。

別紙様式第3号(第21条第1項関係)

(略)

科目	金額
(略)	(略)
その他経常収益	×××
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
株 式 等 売 却 益	×××
(略)	(略)
特 別 利 益	×××
固 定 資 産 処 分 益	×××
負 の の れ ん 発 生 益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償 却 債 権 取 立 益	×××
金融商品取引責任準備金取崩額	×××
(略)	(略)
当期純利益(又は当期純損失)	×××
前 期 繰 越 金	×××
· · · · 積 立 金 取 崩 額	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

- 1. ~3. (略)
- 4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失には前 期損益修正その他異常な損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないもの は、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当 該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 6. ~11. (略)

(新設)

○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第5号

改正案	現行		
別紙様式第5号 (第21条第1項関係)	別紙様式第5号 (第21条第1項関係)		
第 期 年 月 日から 業務報告 年 月 日まで 業務報告	第 期 (年 月 日から) 業務報告 年 月 日まで)		
(町各)	(略)		
1. 事業の概況 (1) (略) (2) 事業成績の推移 (略) (記載上の注意) 1. ~3. (略) 4. 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書に表示すべき事項をいう。)が遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤謬の訂正(同項第64号に規定する誤謬の訂正をいう。)その他の正当な理由により、当該事業年度より前の事業年度に係る通常総代会において承認又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。	1. 事業の概況 (1) (略) (2) 事業成績の推移 (略) (記載上の注意) 1. ~3. (略) 4. 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告したものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。		
(3) (略)	(3) (略)		
(以下略)	(以下略)		

○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第6号

改正案	現行
別紙様式第6号 (第21条第1項関係)	別紙様式第6号 (第21条第1項関係)
第 期(年 月 日現在)貸借対照表 (略)	第 期(年 月 日現在)貸借対照表 (略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1. (略)	1. (略)
(1) • (2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第 102 条の 2	(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
第1項に規定する事項	① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計
	算書類に与えている影響の内容
	② 表示方法を変更したときは、その内容
(4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第 102 条の3	(新設)
第1項に規定する事項	
(5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則	(新設)
第 102 条の 4 に規定する事項	
(6) 誤 寥 の訂正を行つた場合には、誤 謬 の訂正に関する会社計算規則第 102 条の 5 に規定	(新設)
する事項	
<u>(7)~(38)</u> (略)	(<u>4</u>)~(<u>25)</u> (略)
2. ~9. (略)	2. ~ 9. (略)

改正案

別紙様式第7号(第21条第1項関係)

(略

科目	金額
(略)	(略)
その他経常収益	$\times \times \times$
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	$\times \times \times$
償却債権取立益	$\times \times \times$
株 式 等 売 却 益	$\times \times \times$
(略)	(略)
特 別 利 益	$\times \times \times$
固 定 資 産 処 分 益	$\times \times \times$
負 の の れ ん 発 生 益	$\times \times \times$
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
金融商品取引責任準備金取崩額	×××
(略)	(略)
当期純利益(又は当期純損失)	$\times \times \times$
繰越金(当期首残高)	$\times \times \times$
・・・・・積立金取崩額	$\times \times \times$
(略)	(略)

(記載上の注意)

- 1. ~3. (略)
- 4.「その他の特別利益」は<u>非経常的な</u>利益を記載し、「その他の特別損失」は<u>非経常的な</u>損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、<u>繰越金(当期首残高)</u> の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 6. ~11. (略)
- 12. 遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤認の訂正(同項第64号に規定する誤認の訂正をいう。)をした場合にあつては、繰越金(当期首残高)に対する影響額を注記すること。

別紙様式第7号(第21条第1項関係)

(略)

科 目	金額
(略)	(略)
その他経常収益	$\times \times \times$
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
株 式 等 売 却 益	×××
(略)	(略)
特 別 利 益	×××
固 定 資 産 処 分 益	×××
負 の の れ ん 発 生 益	×××
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	×××
償 却 債 権 取 立 益	$\times \times \times$
金融商品取引責任準備金取崩額	×××
(略)	(略)
当期純利益(又は当期純損失)	×××
前 期 繰 越 金	×××
・・・・・積立金取崩額	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

- 1. ~3. (略)
- 4. その他の特別利益は<u>前期損益修正その他異常な</u>利益を記載し、その他の特別損失には<u>前</u>期損益修正その他異常な損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、<u>前期繰越金</u>の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 6. ~11. (略)

(新設)

○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第9号

改正案

別紙様式第9号(第113条第1項関係)

(日本工業規格A4)

(略) 第 2 貸 借 対 照 表

(記載上の注意)

1. (略)

(1)・(2) (略)

- (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2 第1項に規定する事項(ただし、同項第3号並びに第4号ロ及びハに掲げる事項について は、記載すべき事項が連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その 旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)
- (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3 第1項に規定する事項(ただし、同項第2号に掲げる事項については、記載すべき事項が 連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、 当該事項の記載を要しない。)
- (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則 第102条の4に規定する事項
- (6) 誤<u>認</u>の訂正(会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤<u>認</u>の訂正をいう。以下 同じ。)を行った場合には、誤<u>認</u>の訂正に関する同規則第102条の5に規定する事項 (7)~(28) (略)

 $2. \sim 9.$ (略)

 第 3 損 益 計 算 書

 第 期
 年 月 日から

 年 月 日まで

(労働金庫名)

	(7) M = 7 - 17
科 目	金額
(略)	(略)
その他経常収益	<u>×××</u>
貸倒 引 当 金 戻 入 益	<u>×××</u>
償却債権取立益	<u>×××</u>
株 式 等 売 却 益	×××
(略)	(略)
特 別 利 益	×××
固 定 資 産 処 分 益	×××
負 の の れ ん 発 生 益	×××
(削除)	(削除)

現行

別紙様式第9号(第113条第1項関係)

(日本工業規格A4)

 業
 務
 報
 告
 書

 (略)

 第
 2
 貸
 借
 対
 照
 表

 (略)

(記載上の注意)

1. (略)

(1)・(2) (略)

- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容 (新設)

(新設)

(新設)

 $(4)\sim(25)$ (略) 2. \sim 9. (略)

 第3項益計算

 第月日から年月日まで

(労働金庫名)

									()3 33 35 7- 11 /
		科			目			金	頂
			(略	.)				(略)	
そ	· 0	他	糸	圣	常	収	益	$\times \times \times$	
			(新	設)				(新設)	
			(新	設)				(新設)	
	株	式	等	5	売	却	益	×××	
			(略	.)				(略)	
特		別		;	利		益		$\times \times \times$
固	定	資	72	奎	処	分	益	×××	
負	(O	\mathcal{O}	れ	λ	発	生	益	$\times \times \times$	
貸	倒	引	当	金	戻	入	益	$\times \times \times$	

○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第9号

改正案					
	(削除)	(削除)	償		
	金融商品取引責任準備金取崩額	×××	金雨		
	(略)	(略)			
	当期純利益(又は当期純損失)	×××	当 期		
	繰越金(当期首残高)	×××	前		
	・・・・・積立金取崩額	×××			
	(略)	(略)			

(記載上の注意)

- 1. ~3. (略)
- 4. 「その他の特別利益」は<u>非経常的な</u>利益を記載し、「その他の特別損失」は<u>非経常的な</u>損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、<u>繰越金(当期首残高)</u> の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 6. ~11. (略)
- 12. 遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤認の 訂正をした場合にあつては、繰越金(当期首残高)に対する影響額を注記すること。

(以下略)

	5701]	
償 却 債 権 取 立 益	×××	
金融商品取引責任準備金取崩額	×××	
(略)	(略)	
当期純利益(又は当期純損失)	×××	
前 期 繰 越 金	×××	
・・・・・積立金取崩額	×××	
(略)	(略)	

珇行

(記載上の注意)

- 1. ~3. (略)
- 4. その他の特別利益は<u>前期損益修正その他異常な</u>利益を記載し、その他の特別損失には<u>前</u>期損益修正その他異常な損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、<u>前期繰越金</u>の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。

(以下略)

6. ~11. (略)

(新設)

○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第9号の2

特

固 定 資

益

益

 $\times \times \times$

改正案	現行
別紙様式第9号の2 (第 113 条第 2 項関係)	別紙様式第9号の2 (第113条第2項関係)
(日本工業規格	(日本工業規格A4)
連結業務報告書	連結業務報告書
(略)	(略)
第2 連結財務諸表	第2 連結財務諸表
1. (略)	1. (略)
2. (年 月 日現在)連結貸借対照表	2. 年 月 日現在)連結貸借対照表
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1. (略)	1. (略)
(1) • (2) (略)	$(1) \cdot (2)$ (略)
(3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条	
第1項に規定する事項	① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算
	書類に与えている影響の内容
	② 表示方法を変更したときは、その内容
(4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条	<u>その3</u> (新設)
第1項に規定する事項	
(5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算	<u> </u>
<u>第 102 条の 4 に規定する事項</u>	(-ter-=11.)
(6) 誤診の訂正を行つた場合には、誤診の訂正に関する会社計算規則第 102 条の 5 に	規定(新設)
<u>する事項</u>	/ A \ /00\ /mfr \
<u>(7)</u> ~ <u>(2)</u> (略) 2.~7. (略)	(<u>4</u>)~(<u>20)</u> (略) 2.~7. (略)
2. ~ /. (哈)	2. ~7. (略)
3. 年 月 日から 連結損益計算書	3. 年 月 日から 連結損益計算書
年月日まで人産和領価可募責	年月日まで人産和摂血計算
(単位:千	-H) (単位:千円)
科目金額	科目金額
(略) (略)	(略)
その他業務収益 ×××	その他業務収益 ×××
その他経常収益 ×××	その他経常収益 ×××
貸 倒 引 当 金 戻 入 益 ×××	(新設)
償却債権取立益 ×××	(新設)
その他の経常収益 ×××	(新設) (新設)
経 常 費 用 ×××	経 常 費 用 ×××
(略)	(略)

固 定 資 産 処 分

 $\times \times \times$

 $\times \times \times$

 $\times \times \times$

○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第9号の2

改〕	正案	現行
負 の の れ ん 発 生 益	×××	負 の の れ ん 発 生 益 ×××
(削除)	(削除)	<u>貸 倒 引 当 金 戻 入 益</u> <u>×××</u>
(削除)	(削除)	<u>償 却 債 権 取 立 益</u> <u>×××</u>
その他の特別利益	×××	そ の 他 の 特 別 利 益 XXX
(略)	(略)	(略)
すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益 経常収益又は経常費用に記載することがで	別損失」には、 <u>非経常的な</u> 利益または損失を記載 を又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 ごきるものとする。	(記載上の注意) 1.・2. (略) 3.「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、 <u>前期損益修正その他異常な</u> 利益 は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
4. ~7. (略)	下略)	4. ~7. (略) (以下略)

○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第 10 号

改正案

別紙様式第10号(第113条第1項関係)

(日本工業規格A4)

(略) 第 1 事 業 概 況 書

(略)

9. 貸出金

当期末残高内訳

I (略)

Ⅱ 貸出集別

Ш	更让	江川								
	区			5	分	先	数	金	額	一先当たり金額
会					員		先		百万円	百万円
会			員		外					
	うち	5日本	勤労者	f住宅 [*]	協会					
		Z行政 共済機		助労者:	退職					
	地	方	公	社	等					
	そ		0		他					
合					計					

(記載上の注意)

- 1. 独立行政法人勤労者退職金共済機構等は、労働金庫法施行令第3条第7号に該当するものを 記載すること。
- 2. (略)

Ⅲ~Ⅵ (略)

 $10. \sim 15.$ (略)

第 2 貸 借 対 照 表

(記載上の注意)

1. (略)

(1)・(2) (略)

(3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2 第1項に規定する事項(ただし、同項第3号並びに第4号ロ及びハに掲げる事項について **別紙様式第 10 号** (第 113 条第 1 項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

現行

第 1 事 業 概 況 書

(略)

9. 貸出金

当期末残高内訳

I (略)

Ⅱ 貸出失別

Ш) [] []	元かり								
	玄			3	分	先	数	金	額	一先当たり金額
会					員		先		百万円	百万円
会		-	員		外					
	うち	日本質	勘労者	住宅	協会					
	<u>独立</u> 発機			用·能	力開					
	地	方	公	社	等					
	そ		Ø		他					
合					計					

(記載上の注意)

- 1. 独立行政法人雇用・能力開発機構等は、労働金庫法施行令第3条第7号に該当するものを記 載すること。
- 2. (略)

Ⅲ~VI (略)

10. ~15. (略)

第 2 貸 借 対 照 表

(記載上の注意)

1. (略)

(1)・(2) (略)

- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が

○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第 10 号

改正案

は、記載すべき事項が連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その 旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)

- (4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3 第1項に規定する事項(ただし、同項第2号に掲げる事項については、記載すべき事項が 連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、 当該事項の記載を要しない。)
- (5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則 第102条の4に規定する事項
- (6) 誤 謬 の訂正 (会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤 謬 の訂正をいう。以下 同じ。)を行つた場合には、誤謬の訂正に関する同規則第102条の5に規定する事項 (7)~(28) (略)
- 2. ~ 9. (略)

第 3 損 益 計 算 書

年 月 日から \ 年 月 日まで

(労働金庫連合会名)

	(7) 岗亚冲走日本日
科目	金額
(略)	(略)
その他経常収益	$\times \times \times$
貸倒引当金戻入益	×××
賞 却 債 権 取 立 益	$\times \times \times$
株式等売却益	$\overline{\times \times \times}$
(略)	(略)
特 別 利 益	×××
固定資產処分益	×××
負ののれん発生益	×××
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
金融商品取引責任準備金取崩額	×××
(略)	(略)
当期純利益(又は当期純損失)	×××
繰越金(当期首残高)	×××
	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

- 4. 「その他の特別利益」は非経常的な利益を記載し、「その他の特別損失」は非経常的な損 失を記載すること。

計算書類に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

(新設)

(新設)

(4)~(25) (略) $2. \sim 9.$ (略)

第 3 損 益 計 算 書

現行

年 月 日から

(労働金庫連合会名)

	(刀)関亚甲连日云石/
科 目	金額
(略)	(略)
その他経常収益	×××
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
株 式 等 売 却 益	×××
(略)	(略)
特 別 利 益	×××
固 定 資 産 処 分 益	×××
負 の の れ ん 発 生 益	×××
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	$\times \times \times$
償 却 債 権 取 立 益	$\times \times \times$
金融商品取引責任準備金取崩額	×××
(略)	(略)
当期純利益(又は当期純損失)	×××
前 期 繰 越 金	×××
・・・・・積立金取崩額	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

- 1. ~3. (略)
- 4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失には前 期損益修正その他異常な損失を記載すること。

〇労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第 10 号

改正案	現行
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、 <u>繰越金(当期首残高)</u> の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。 6. ~11. (略) 12. 遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤認の 訂正をした場合にあつては、繰越金(当期首残高)に対する影響額を注記すること。	ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。 6. ~11. (略) (新設)
(以下略)	(以下略)

○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第 10 号の 2

 $\times \times \times$

 $\times \times \times$

貸倒引当金戻入

経

償 却 債 権 取 立 益

その他の経常収益

改正案	現行
別紙様式第 10 号の 2 (第 113 条第 2 項関係)	別紙様式第10号の2 (第113条第2項関係)
(日本工業規格A4)	(日本工業規格A4)
連 結 業 務 報 告 書 (略)	連結業務報告書
第2 連結財務諸表	第2 連結財務諸表
1. (略) 2. (年月日現在)連結貸借対照表 (略)	1. (略) 2. (年月日現在)連結貸借対照表 (略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1. (略) (1)・(2) (略) (3) 会計方針の変更を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第 102 条の	 (略) (1)・(2) (略) (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
	① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容 ② 表示方法を変更したときは、その内容
(4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第 102 条の 3 第 1 項に規定する事項	(新設)
(5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規	(新設)
<u>則第 102 条の 4 に規定する事項</u> (6) 誤寥の訂正を行つた場合には、誤 寥の訂正に関する会社計算規則第 102 条の 5 に規	(新設)
<u>定する事項</u> (<u>7)</u> ~(<u>3)</u> (略) 2.~7. (略)	(<u>4</u>)~ <u>(00)</u> (略) 2.~7. (略)
3. (年 月 日から) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 年 月 日まで)	3. (年 月 日から) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 年 月 日まで)
(略)	(略)
(1) 連結損益計算書	(1) 連結損益計算書
(単位:百万円)	(単位:百万円)
科 目 金 額	科 目 金 額
(略)	(略)

その他業務収益

その他経常収益

(新設)

(新設)

(新設)

 $\times \times \times$

 $\times \times \times$

用

(新設)

(新設)

(新設)

 $\times \times \times$

○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第 10 号の 2

								改正案
			(略))				(略)
特		別		利	J		益	×××
固	定	資	産	处	几	分	益	×××
負	\mathcal{O}	0)	れ	ん	発	生	益	×××
			(削除)				(削除)
			(削除)				(削除)
そ	\mathcal{O}	他	0)	特	別	利	益	×××
			(略)					(略)

(記載上の注意)

- $1. \sim 3.$ (略)
- 4.「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な</u>利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

 $4. \sim 7.$ (略)

(2) 連結包括利益計算書

(略)

(記載上の注意)

- $1. \sim 3.$ (略)
- 4. その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、 各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一 括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内 訳項目別の税効果の金額を注記すること。
- 5. 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその 他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ご とに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。
- (3) 連結損益及び包括利益計算書

(略)

(単位・百万円)

							(単位:日ガ円)
	科		目			金	額
		(略)				(略)	
そ	· 0 1	他 業	務	収	益	$\times \times \times$	
7	- D	他 経	常	収	益	$\times \times \times$	
	貸 倒	引 当	金 戻	入	益	$\times \times \times$	
	償 却	債 権	東	立	益	$\times \times \times$	
	その	他の	経 常	収	益	$\times \times \times$	
経	常	•	費		用		$\times \times \times$
		(略)				(略)	
特	別、	J	利		益		$\times \times \times$

								5/11
			(略	()				(略)
特		別			利		益	×××
固	定	資	薠	Ē	処	分	益	×××
負	\mathcal{O}	0)	れ	ん	発	生	益	×××
貸	倒	引	当	金	戻	入	益	×××
償	却	債	椎	笙	取	<u>\frac{1}{1}</u>	益	×××
そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	特	別	利	益	×××
			(略))				(略)

(記載上の注意)

- 1. 2. (略)
- 3.「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な</u>利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- $4. \sim 7.$ (略)
- (2) 連結包括利益計算書

(略)

(記載上の注意)

- 1. ~3. (略)
- 4. その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、 各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一 括して加減する方法で記載することができる。

(新設)

(3) 連結損益及び包括利益計算書

(略)

(単位:百万円)

	乖			目			金額
	- 1	'	(略)	Н			(略)
そ	Ø	他	業	務	収	益	×××
そ	の	他	経	常	収	益	$\times \times \times$
		(=	新設)				(新設)
		(3	新設)				(新設)
		(}	新設)				(新設)
経	箔	常		費		用	×××
			(略)				(略)
特	另	il]		利		益	×××

○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別組

別紙様式第10号の2

改正案									
固	定	資	7	産	処	分	益	XXX	
負	0)	\mathcal{O}	れ	ん	発	生	益	×××	
(削除)								(削除)	
(削除)								(削除)	
そ	0)	他	0)	特	別	利	益	×××	
(略)								(略)	

(記載上の注意)

1. • 2. (略)

3.「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な</u>利益又は損失の金額を 記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 4. ~8. (略)
- 9. その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、 各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一 括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内 訳項目別の税効果の金額を注記すること。
- 10. 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその 他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ご とに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。

(以下略)

 固定資産処分益

 負ののれん発生益

 貸倒引当金戻入益

 償却債権取立益

 その他の特別利益

 (略)

(略)

現行

(記載上の注意)

- 1. 2. (略)
- 3.「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な</u>利益又 は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- $4. \sim 8.$ (略)
- 9. その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、 各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

(新設)

(以下略)

以(以

主な修正内容

- 別紙様式第2号、別紙様式第6号、別紙様式第9号の2、別紙様式第10号の2
 - 1. (3) 中「(ただし、同項第3号並びに第4号ロ及びハに掲げる事項については、記載すべき事項が連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)」及び(4) 中「(ただし、同項第2号に掲げる事項については、記載すべき 事項が連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)」を削除。
- 別紙様式第3号、別紙様式第7号、別紙様式第9号、別紙様式第10号損益計算書(記載上の注意) 5. 中「前期繰越金」を「繰越金(当期首残高)」に修正。
- 〇 別紙様式第5号

(記載上の注意) 4. 中「事項とすること」を「事項とすることを妨げない」に修正。